

平成 23 年 5 月 18 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

## 1. 【制度要綱第 6 条の団体所在地の変更】

S T制度要綱第 6 条第 3 項の下表について、「大阪玩具事業協同組合・(社) 日本玩具協会 大阪支部」の所在地を以下のとおり変更する。

	改定	適用日
大阪玩具事業協同組合・(社) 日本玩具協会 大阪支部の所在地の変更	(改定前) 〒546-0031 大阪府大阪市東住吉区 田辺 3-19-14 ↓ (改定後) 〒542-0066 大阪府大阪府中央区 瓦屋町 2-4-1 玩具人形会館内	新事業所に移転が完了した平成 23 年 4 月 25 日とする。

(当該団体より、上記の変更申出があったため。)

## 2. 【制度要綱第 6 条第 3 項の下表の団体の削除、同第 7 条第 1 項の協会が発行する契約番号のアルファベット 1 字に K を追加】

	改定	適用日
東京都紙製総合玩具工業協同組合の日玩協団体会員からの退会に伴う変更	1. 第 6 条第 3 項の下表関係 東京都紙製総合玩具工業協同組合の「名称」「所在地」「アルファベット 1 字 (K)」を削除 2. 第 7 条第 1 項関係 同組合に指定されたアルファベット K の第 6 条からの削除に伴い、協会が発行する契約番号のアルファベット 1 字に K を追加	当該団体から届出のあった日玩協団体会員退会の日翌日の平成 23 年 4 月 1 日とする。

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定）

【玩具安全マーク使用許諾契約】

- 第 6 条 S Tマーク制度を利用しようとする者は、協会と S Tマーク使用許諾契約を締結しなければならない。
2. S Tマーク使用許諾契約書は、別紙による。
3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を經由して協会と S Tマーク使用許諾契約を締結することができる。

名 称	所 在 地	
東京玩具製問協同組合	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4	T
東京玩具工業協同組合	〒130-0005 東京都墨田区東駒形 4-16-3	M
日本プラスチック玩具工業協同組合	〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13	P
日本空気入ビニール製品工業組合	〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13	V
日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-20-12	J
大阪玩具事業協同組合 (社)日本玩具協会大阪支部	<del>〒542-0066</del> 大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1 玩具人形会館内 <del>〒546-0031</del> 大阪府大阪市東住吉区田辺 3-19-14	B
東京玩具人形問屋協同組合	〒111-0053 東京都台東区浅草橋 2-28-14	D
<del>東京都紙製総合玩具工業協同組合</del>	<del>〒111-0031</del> 東京都台東区千束 3-11-6	<del>長</del>
中部玩具人形工業会	〒451-0043 愛知県名古屋市中区新道 2-15-17	C
日本バルーン協会	〒166-0014 東京都杉並区松の木 3-12-11	R

【契約番号】

第 7 条 協会はS Tマーク使用許諾契約毎にアルファベット1字（**A、E又はK**  
**A又はE**）と4桁のアラビア数字で構成される契約番号を発行する。

2. 第6条3項に規定する団体を経由して契約を締結した場合にあっては、団体毎に指定されたアルファベット1字（第6条第3項の表の右欄）と当該団体が付する受付番号（4桁のアラビア数字）で構成する。

（付則 平成23年5月18日施行）

この改定（制度要綱第6条第3項の表の「所在地」の改定）は、平成23年4月25日から適用する。

この改定（制度要綱第6条第3項の表の「当該団体の行の削除」及び第7条の改定）は、平成23年4月1日から適用する。